



No. E021298
Vancouver Registry

IN THE SUPREME COURT OF BRITISH COLUMBIA

REGISTERED BETWEEN:

ALEXANDER MURRAY WOOD

AYAKO WOOD



DEFENDANT

ORDER

BEFORE A JUDGE OF THE COURT)
) FRI DAY, THE 26TH DAY
) OF NOVEMBER 2004

ON THE APPLICATION of the Plaintiff, without a hearing **AND BY CONSENT;**

AND UPON THE COURT BEING ADVISED THAT from April 2002 to June 30, 2004, the Defendant's share of extraordinary expenses is \$5,790.24 and that the Defendant has not contributed to these expenses;

THIS COURT ORDERS THAT:

1. The Defendant shall pay to the Plaintiff the extraordinary expenses of \$5,790.24 by paying the sum of \$200.00 per month commencing December 1, 2004 and each and every month thereafter until the Arrears have been paid.
2. The Defendant shall pay to the Plaintiff the sum of \$325.00 per month for extraordinary expenses until further agreement or until further Order of this Honourable Court.
3. The Defendant will pay for the Japanese lessons of the children, namely ALEXANDER TAKARA MANIWA-WOOD, born May 21, 1994 and MANAMI SHEONA MANIWA-WOOD, born January 6, 1997 (the "Children") and those payments will be made by the Defendant directly to the Japanese school.
4. The Plaintiff will pay for the Children's Highland dancing lessons and bagpipe lessons and those payments will be made by the Plaintiff directly to the respective schools.

AND THIS COURT ORDERS THAT:

5. The Defendant may take the Children to Japan for the period Saturday, November 27, 2004 to Thursday, December 9, 2004 on the following terms:

No.E021298

バンクーバー登記所

ブリティッシュコロンビア最高裁判所

アレキサンダー・マレイ・ウッド
原告

対

アヤコ・ウッド
被告

裁判所判事

2004年11月26日（金曜日）

原告の申立てに基づき、審理なしで合意に於いて、

および2002年4月から2004年6月30日までの臨時支出の被告の負担は5,790ドル24セントであり、被告はこの支出に寄与していないことを裁判所は知らされた上で、

当裁判所は以下のように命令する：

1. 被告は原告に、5,790ドル24セントの臨時支出を、毎月200ドルずつ、

2004年12月1日から未払い残金が完全に支払われるまで、払い続けるものとする。

2. 被告は、当事者が合意に至るか、または当裁判所が別途の命令を下すまで、1ヶ月につき325ドルの臨時支出を原告に支払うものとする。

3. 被告は、1994年5月21日出生のアレキサンダー・タカラ・マニワ・ウッドと1997年1月6日出生のマナミ・シェオナ・マニワ・ウッド（「子供達」）の日本語レッスンの学費を払い、被告は直接日本語学校に支払いをするものとする。

4. 原告は子供達の Highland ダンスレッスンとバグパイプのレッスンの費用を払い、原告は直接それぞれの学校に支払いをするものとする。

そして裁判所は以下のように命令する：

5. 被告は、2004年11月27日（土曜日）から2004年12月9日（木曜日）まで、以下の条件で子供達を日本に連れて行っても良いものとする：

a. ブリティッシュコロンビア最高裁判所、バンクーバー登記所が、子供達についての独占的管轄権を有する。

b. 被告は、ブリティッシュコロンビア州以外の管轄で、養育権、後見関係、または面会権についての申立てを開始してはならない。

c. 子供達と一緒に日本にいる期間中、被告は被告の両親、まにわ・ごろうとひろこの家、4338-0007 埼玉県さいたま市円阿弥 4-4-20、048-855-5736 に滞在する。計画を変更し、他の場所に滞在する場合は、被告は新しい連絡先を至急原告にEメールする。

d. 被告は帰省後、おそくとも2004年12月9日（木曜日）午後7時までに、子供達のパスポートを原告に返す。

e. 子供達が日本にいる間、被告は少なくとも2回、太平洋標準時午後6時から8時の間に、子供達に原告に電話で連絡させる。

f. 子供達は2004年12月9日（木曜日）、午後7時に原告のもとに帰される。

そして当裁判所は更に以下のように命令する：

6. 2004年2月18日にフッド判事が宣言した命令は、以下のように変更される：

a. 春休みの終わりにイースターの週末が重なる年には、イースター面会権はその週の木曜日午後4時に開始される。

b. フッド判事の命令の第4条の代わりに、被告が子供達に面会しない週は子供達は週に2回、被告の自宅に電話する。もし子供達が被告に電話しても通じなかった場合は、被告にEメールを送る義務はない。

c. 被告の週末面会権は、各金曜の午後5時のかわりに午後4時に開始される。

d. 被告は、原告の両親、アレキサンダー・イアン・マレイ・ウッドとマリリン・フェイ・ウッドおよび原告のパートナー、ブレット・ホワイトローに嫌がらせをしたり、不快な思いをさせたり、または連絡を取ったりすることを禁じられる。

e. 2004年2月18日にフッド判事が宣言した命令の残りの部分は効力を有し続ける。

裁判所による
地区登記官

合意され、形式について承認された。

F. ロビン
原告代理人

A. S. デュ・キアンティス
被告代理人